



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 条 例	所管課（室）名
○旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例	生活衛生課
○少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例	警察本部

## 条 例

旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県条例第25号

旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例  
(旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例（昭和33年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
(趣旨)					(趣旨)				
第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第2項、 <u>旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、同条第2項第7号、同条第3項第5号、法第3条第3項第3号、同条第4項、法第4条第2項及び法第5条第1項第4号</u> の規定に基づき、構造設備の基準、施設について講ずべき措置、社会教育に関する施設の範囲等、宿泊を拒むことができる場合その他法及び政令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。					第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第2項並びに <u>旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、同条第2項第7号、同条第3項第5号、法第3条第3項第3号、法第3条第4項、法第4条第2項並びに法第5条第3号</u> の規定に基づき、構造設備の基準、施設について講ずべき措置、社会教育に関する施設の範囲等、宿泊を拒むことができる場合その他法及び政令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。				
(宿泊の拒否)					(宿泊の拒否)				
第6条 <u>法第5条第1項第4号</u> の規定により、営業者が客の宿泊を拒むことができる場合は、次のとおりとする。					第6条 <u>法第5条第3号</u> の規定により、営業者が客の宿泊を拒むことができる場合は、次のとおりとする。				
(1)～(3) 略					(1)～(3) 略				
(手数料)					(手数料)				
第7条 略					第7条 略				
2 前項の規定による手数料の種別及び金額は、次の表のとおりとする。					2 前項の規定による手数料の種別及び金額は、次の表のとおりとする。				
番号	事務の名称	手数料の名称	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	単位	金額
1	略				1	略			
2	<u>法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u> の規定に	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件	7,400円	2	<u>法第3条の2第1項又は第3条の3第1項</u> の規定に基づく旅館業の許可	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件	7,400円

基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査				を受けた地位の承継の承認申請に対する審査			
3～5 略				3～5 略			

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二二  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
クイック  
プリン  
宏ト  
弥ト

(興行場法施行条例の一部改正)

第2条 興行場法施行条例（昭和59年長崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定により営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 譲渡による場合</p> <p>ア 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>イ 譲渡人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>ウ 譲渡の年月日</p> <p>エ 興行場の名称及び所在地</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定により営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第26号

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例

少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例（平成13年長崎県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(利用カード等販売業の停止等)</p> <p>第11条 公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理人等が当該利用カード等販売業に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用カード等販売業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カード等販売業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 刑法（明治40年法律第45号）第175条又は第183条の罪に当たる違法な行為をした場合</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用カード等販売業の停止等)</p> <p>第11条 公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理人等が当該利用カード等販売業に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用カード等販売業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カード等販売業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 刑法（明治40年法律第45号）第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為をした場合</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。